

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [配転](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

配転

19 配 転

Q 静岡市内の本社に勤務をしていますが、このたび下田営業所に配転を命じられました。しかし、妻は静岡市内の別の会社で働いており、小学校2年生と幼稚園児もいるため、単身赴任をせざるをえません。応じなければならないでしょうか。

P O I N T

- 配転命令の根拠は、「配転を命じることがある」旨の就業規則上の一般条項に求められます。
- 配転命令は、労働者の生活上の不利益が通常甘受すべき程度を超えるなど権利濫用に該当する場合は許されません。
- 単身赴任は、労働者が通常甘受すべき不利益と一応いえますが、使用者は一定の配慮をすることが求められます。

A 1. 配転命令の根拠
従業員の職務内容または勤務場所が相当長期間にわたって変更されることを配置転換（配転）と呼び、特に勤務場所の変更は転勤と称され、わが国の企業において一般的に行われています。

このような配転を使用者が命じうる権限を有するかどうかについて、学説では、就業規則等包括的合意に根拠を求める説と労働者の個別契約に根拠を求める説との対立がありますが、裁判実務上は、就業規則に「業務の都合により配置転換、転勤を命じることがある」という一般条項があれば、これを根拠として使用者に配転を命じうる権限を認めています。

2. 配転命令の権利濫用

配転命令は、まったく業務上の必要性がないにもかかわらず行われたり、差別的取扱いや不当労働行為など不当な目的で行われる場合には無効となります。さらに、労働者の職業生活や家庭生活における不利益を考慮して権利の濫用にならないことが求められます。

この点について、最高裁は、労働者の職業上ないし生活上の不利益が配転に伴い通常甘受すべき程度のものである場合には、業務上の必要性は余人をもっては替えがたいといった高度な必要性を要せず、労働力の適正配置、業務の効率増進、業務運営の円滑化などでよいと言っています（東亜ペイント事件／最高裁第2小法廷判決・昭61-7-14）。そして、単身赴任については、労働者が通常甘受すべき程度の不利益であると言っています（同判決）。

3. 使用者の配慮

このような考え方を前提とする限り、ご相談の場合、転勤に応じなくてもよいと考えられるのは、静岡市に勤務場所が契約上特定されていた場合か、家庭生活に及ぼす影響が深刻である場合に限られるでしょう。しかし、改正育児・介護休業法（平成13年）が労働者の転勤に際して、その子の養育または家族の介護の状況に配慮する義務を規定したこと（26条）や、労働契約法が「仕事と生活の調和」への配慮を労働契約の締結・変更の基本理念に規定したこと（3条3項）、ワーク・ライフ・バランスの政府方針等の環境変化は、「通常甘受すべき程度の不利益」の判断において、「仕事と生活の調和」の観点から、使用者の配慮がなされたかどうかについて、単身赴任の転勤命令の判断のなかで裁判所が重視していくことになると思います。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.